

軌道経営者名：とさでん交通株式会社

インシデント種類：保安方式違反（軌道事故等報告規則第2条第1号の「保安方式の取扱いを完了しないうちに、当該保安区間を運転する目的で本線路を運転する車両が走行した事態」に係る鉄道重大インシデント）

発生日時：平成31年3月25日 11時47分ごろ

発生場所：高知県高知市

伊野線 朝倉停留場～^{やしろ}八代停留場間（単線）

はりまや橋停留場起点5k576m付近

<概要>

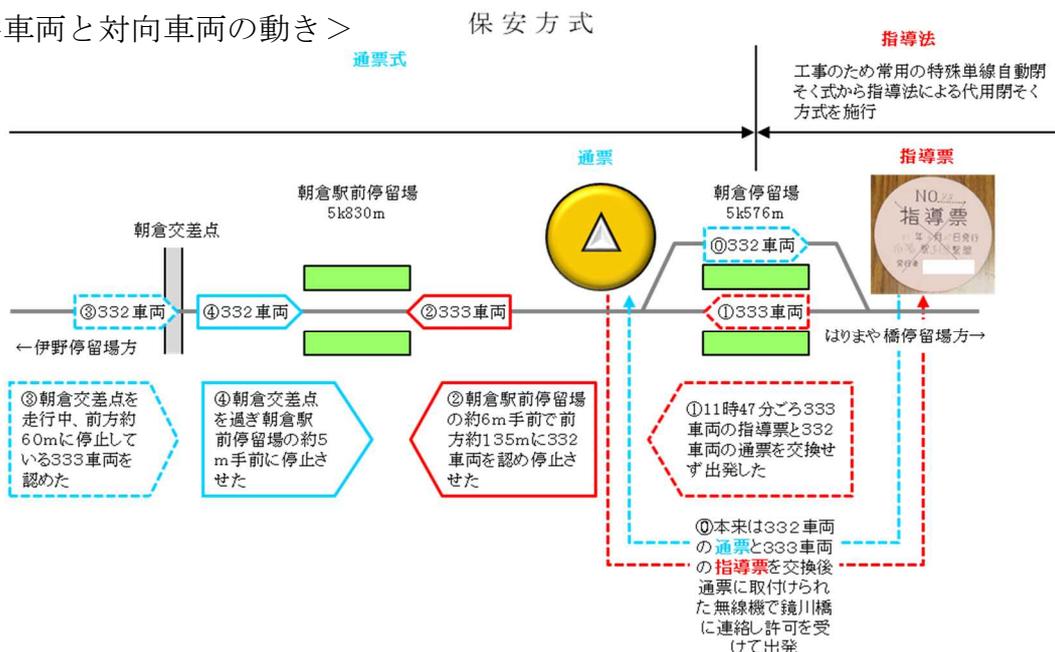
とさでん交通株式会社の伊野線文珠通^{もんじゅどおり}停留場発伊野^{いの}停留場行き1両編成の下り第333車両の運転士は、平成31年3月25日（月）11時47分ごろ、単線区間の朝倉停留場において、^{かがみがわぼし}鏡川橋停留場～朝倉停留場間で、臨時に施行されている保安方式である指導法から通票式に代えて進行すべきところ、通票を携帯することなく同停留場を出発した。

その後、同運転士は、朝倉駅前停留場の約6m手前まで進行したところ、対向の伊野停留場発文珠通停留場行き1両編成の上り第332車両を認めたため、直ちに第333車両を停止させた。

一方、第332車両の運転士は、朝倉神社前停留場～朝倉駅前停留場間にある朝倉交差点を走行中、前方に停止している第333車両を認めたため、同交差点を過ぎ朝倉駅前停留場の約5m手前に第332車両を停止させた。

第333車両には乗客8名及び運転士1名が、第332車両には乗客5名及び運転士1名が乗車していたが、負傷者はいなかった。

<本件車両と対向車両の動き>



<原因>

本重大インシデントは、通票式を施行中の単線区間である朝倉停留場～八代停留場間の朝倉停留場において、第333車両の運転士が通票を携帯することなく第333車両を出発させ、第332車両が存在している保安区間に進入したため、発生したものと認められる。

通票を携帯することなく第333車両を朝倉停留場から出発させたことについては、指導法や通票式について運転士が教育された内容を状況に応じて判断し、適用することができなかったことに加え、鏡川橋停留場の駅長が保安方式を通告した後、基本である復唱を第333車両の運転士にさせるなどの通告内容の相互確認が行われなかったことが関与したものと考えられる。

指導法や通票式について運転士が教育された内容を状況に応じて判断し、適用することができなかったこと及び鏡川橋停留場の駅長による通告内容の相互確認が行われなかったことについては、同社の運転取扱いに関する運転士及び駅長に対する教育体制並びに教育内容が不十分であった可能性が考えられる。

<必要と考えられる再発防止策>

- (1) 保安方式を指導法に変更する場合の運転取扱いについて、適切な連絡体制、通告方法、確認手順、運転方法等の詳細なマニュアルを整備する必要がある。
- (2) (1)を整備したうえで、運転に関係する社員に対し適切に指導・教育を実施するとともに、内容を理解したことを十分に確認する体制と仕組みを構築する必要がある。
- (3) 同社では、平成28年11月に重大インシデントが発生し、当委員会より駅長を配置した通票の授受を含む再発防止策の検討の必要性を指摘されていることから、当委員会が指摘した再発防止策に関する自社の取組状況を検証し、有効な再発防止策を確実に実施することが必要である。

また、保安方式を変更する場合にも確実に保安区間の安全を確保する必要があるあり、指導法区間において、指導者を同乗させない指導票による保安方式を実施する場合には、運転士相互間ではなく、駅長を配置し指導票の授受（指導票と通票の授受を含む）を行わせるなどその授受を確実に実施するための措置を講じる必要がある。

詳細は、運輸安全委員会ホームページ (<https://www.mlit.go.jp/jtsb>) より、
鉄道重大インシデント調査報告書をご覧ください。